

兵庫県警察の施策を示す文書の公表要領（例規甲）

平成18年12月25日
兵警広例規甲第32号

兵庫県警察の施策を示す文書の公表要領を下記のように定め、平成19年1月1日から実施する。

記

第1 趣旨

この要領は、警察行政の透明性を確保するとともに、県民に対する説明責任を果たし、県民の理解と協力の下に警察行政を円滑に運営するため、兵庫県警察の施策を示す文書の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 施策を示す文書 公示文書又は令達文書のうち、内部管理に関するもの、専ら技術的・補足的事項を定めるものその他県民生活に影響を及ぼさないものを除いたものをいう。
- (2) 公示文書 兵庫県警察における文書の管理に関する訓令（平成13年兵庫県警察本部訓令第14号。以下「文書管理訓令」という。）第3条第2項に規定する公示文書をいう。
- (3) 令達文書 文書管理訓令第3条第3項に規定する令達文書をいう。
- (4) 公開請求 警察本部長が実施する情報公開に関する事務取扱要領（平成17年兵警広例規甲第26号。以下「情報公開要領」という。）第2の(2)に規定する公開請求をいう。
- (5) 公開決定 情報公開要領第2の(8)に規定する公開決定をいう。
- (6) 非公開情報 情報公開要領第2の(7)に規定する非公開情報をいう。
- (7) 起案用紙 兵庫県警察文書管理規程等の解釈及び運用要領（平成13年兵警総例規甲第14号）第5の1の(1)のアに規定する起案用紙をいう。

第3 対象文書

公表の対象とする文書（以下「対象文書」という。）は、警察本部長が制定等する施策を示す文書とする。ただし、公示文書又は令達文書について、公開請求に基づき公開決定をした場合において、当該文書の制定等の権限を有する者が県民の利便の確保のため公表することが適切であると認めるときは、当該文書を対象文書にすることができる。

第4 公表の範囲

- 1 対象文書の公表の範囲は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 非公開情報を含まない文書 全部を公表する。
 - (2) 非公開情報を含む文書 題名及び概要を公表する。ただし、題名部分に非公開情報を含むもの及び非公開情報を明らかにすることなく概要を作成できないものは、全部を公表しない。
- 2 対象文書を公表する場合において、当該対象文書に別表、様式、別図、別記及び別添（以下「別表等」という。）が存在するとき、当該別表等を省略することがで

きる。

第5 県民広報課長等との協議

所属長は、対象文書に該当する文書について、非公開情報の有無等を検討する上で必要があると認めるときは、あらかじめ総務部県民広報課長（以下「県民広報課長」という。）及び関係所属長と協議するものとする。

第6 対象文書等の決裁

所属長は、対象文書に該当する文書についてはその旨及び公表の範囲を、対象文書に該当しない文書についてはその旨を起案用紙で明らかにして、当該文書の制定等の権限を有する者の決裁を受けるものとする。

第7 公表の方法

対象文書の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 兵庫県警察ホームページへの掲載
- (2) 兵庫県警察本部本館2階閲覧コーナーへの備付け

第8 公表の手続等

1 公表の依頼等

(1) 公表依頼

所属長は、対象文書を公表しようとするときは、公表等依頼書（別記様式。以下「依頼書」という。）に公表の内容を明らかにする文書を添えて、県民広報課長に依頼（総務部県民広報課情報公開係経由。以下同じ。）をするものとする。

(2) 変更依頼

所属長は、前記(1)の規定による依頼に基づき公表した対象文書（以下「公表文書」という。）の全部又は一部を変更する必要があるときは、依頼書に変更の内容を明らかにする文書を添えて、県民広報課長に依頼をするものとする。

(3) 削除依頼

所属長は、廃止その他の理由により、公表文書を削除する必要があるときは、依頼書により、県民広報課長に依頼をするものとする。

(4) 依頼の方法

前記(1)から(3)までの規定による依頼は、原則として兵庫県警察オフィス・オートメーションシステムの電子メールの方法により行うものとする。

2 公表等の実施

県民広報課長は、前記1の(1)から(3)までの規定による依頼を受けたときは、速やかに対象文書を公表し、又は公表文書を変更し、若しくは削除するものとする。

別記様式（第8の1の(1)、第8の1の(2)、第8の1の(3)関係）

分類記号	
保存期限	・ ・

発第 号
年 月 日

県民広報課長 殿

長

公 表 等 依 頼 書

区 分	公 表 ・ 変 更 ・ 削 除
題 名	
文 書 種 別	告示 公告 訓令 例規通達甲 一般通達甲 その他（ ）
文 書 番 号	
公 表 開 始 日	年 月 日
公 表 終 了 日	年 月 日

担 当 者	所属	階級（身分）
	氏名	警電